

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第1回）

日 時 平成 25 年 3 月 18 日（月） 10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎号 2 館 共用会議室 5

1. 開 会
2. 懇談会の趣旨等
3. 座長の選出
4. 議 事
 - 1) 今年度に官庁営繕が行った木材利用促進関係施策
 - 2) 来年度新たに官庁営繕が行う木材利用促進関係施策（予定）
 - 3) 今後取り組む木材利用促進関係施策（企画素案）
 - 4) その他
5. 閉 会

（配布資料）

- 資料 1 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約
- 資料 2 - 1 今年度に官庁営繕が行った木材利用促進関係施策
- 資料 2 - 2 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針(案)（概要）
- 資料 2 - 3 公共建築木造工事標準仕様書（概要）
- 資料 2 - 4 公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集(概要)
- 資料 2 - 5 公共建築物における木材の利用の導入ガイドライン(仮題)（概要）
- 資料 3 来年度新たに官庁営繕が行う木材利用促進関係施策（予定）
- 資料 4 今後取り組む木材利用促進関係施策（企画素案）

（出席者）

- 委 員 大橋座長、河合委員、腰原委員、坂本委員、杉本委員、
中島座長、長谷見委員、林委員、安村委員
- 事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）
官庁営繕部長、審議官、管理課長、計画課長、整備課長、
設備・環境課長、木材利用推進室長

●委員

△事務局

1. 開 会

2. 懇談会の趣旨等

- ・事務局より、資料1に基づき説明。

3. 座長の選出

- ・懇談会設置規約の第3条の2に基づき、座長の選出が行われ、大橋委員が座長となった。

4. 議 事

1) 今年度に官庁営繕が行った木材利用促進関係施策

- ・事務局より、資料2-1から資料2-5までにに基づき説明。

- 資料2-2を補足すると、木造耐火建築物が普及していない理由として、木材を使用した材料は、耐火構造の告示仕様がなかったことから、特定の企業の大蔵省認定仕様の材料を用いなければならない、汎用性が低いことがあげられる。また、公共発注者の立場としても、公共性の確保の観点からそのような材料は採用しにくい。

一方、準耐火建築物であれば、実現可能性は高い。

- 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下単に「基本方針」）においても、耐火建築物は木造化の促進対象から外れている。

△ 準耐火建築物であれば、条件を整えば木造化することとしている。

- 燃えしろ設計も可能である。

△ 神戸税関税関支署は、燃えしろ設計を採用して準耐火建築物とした。

- 基準類が整備されるだけでは、地方自治体も取り組みにくい面もある。燃えしろ設計を採用した準耐火建築物で、地方自治体の参考になる適当な事例はないか。

- 北海道の町役場でよい例があると聞いている。

- 行政側が木造建築を理解し、積極的に取り組んで計画するようにすることが大切である。加えて、建築主事及び確認検査機関において、木造を審査できる人材を早期に増やす必要がある。

- 国産材を利用しようとしたとき、流通体制が問題になることがある。

- 「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」（以下単に「事例集」）にある、「発注上の課題」はそのような問題を解決する意図で作られているのか。

- △ 工期や材料調達等の問題になりやすい事項の事例を収集している。
- 事例集はどこに配布しているのか。
- △ 各都道府県と政令市に配布しているほか、国土交通省のホームページに掲載している。
- △ 木造を整備したことない自治体にとっては、事例集という形で示した方がより分かりやすいと考えている。
- ここまで多く集めなくても、代表的なものを少し掲載するだけでも効果があると思う。

- ある県では、JAS工場が無いことを理由に独自の基準を設けて、JAS材を使用しなくてもよいと読み替えている。木造計画・設計基準の除外規定は、広葉樹製材を使用する場合等を想定するものであり、趣旨が異なる。
- △ 木造計画・設計基準は、官庁施設に適用するものであり、地方自治体に直接適用されるものではない。地方自治体は、個々に適用を判断し、必要があればアレンジをすることもありえる。
- プロジェクトの目的によって、国産材、地域材、外国産材のどれを使用すればよいかは異なる。全体のストーリーを明確にし、どの機関が発注し、誰が設計、施工し、誰が使うかを決めないと、話が進まない。
- 林野庁の補助金の多くは、県単位に配分されているため、近隣や他県の木材でもよいという考えが生まれにくい。
- JAS工場を作ればよいということではない。確認の方法を明確にすることが重要である。
- 神奈川県では、JAS工場と同等の設備等はあるが、JAS工場としての格付けの維持費が高いということから導入されていない。今後の需要が想定できないので、設備投資ができないとのこと。

川上は需要がどれくらいあるか分からないから出荷できない、川下は供給体制が不十分だから木材は使えないと言っている。

例えば、九州では、県の枠を超えて戦略的に九州材として出荷することで、供給体制を確保していると聞いている。

- 新聞記事で、公共建築物の木材利用状況という記事を見つけたが、これについて説明されたい。
- △ 「公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」を用いて、概要を説明。

2) 来年度新たに官庁営繕が行う木材利用促進関係施策（予定）

・事務局より、資料3に基づき説明。

● 木造は自重が軽く、基礎が簡素化できるため、コスト低減が期待できる。コスト低減の検討対象は、建物全体として考えてよいか。

△ 建物全体で検討する。木造にすることで、鉄筋コンクリート造等では杭基礎になっていたものが、直接基礎になる場合がある。

△ どのような地盤であれば、直接基礎が採用できるかも示したいと考えている。

● ここでいうコストは、インシヤルコストに限定するものか。ランニングコストも含めるべきだと考える。

△ ランニングコストを考えようとしたとき、設計だけではなく保全の手法も検討する必要があるため、検討範囲が広がりすぎてしまうおそれがある。まずは、インシヤルコストに絞りたい。

● 公共建築物の場合、ランニングコストに対する予算確保しないのでメンテナンスが充分でないことが多い。鉄筋コンクリート造や鉄骨造と同じように考えていてはだめである。

● 事例集には木材を雨がかり部分には使わないとあるが、こういったものを早急に作らなければならない。

● 公共建築の施工コストを下げるためには、工法も大切で、パネル工法を検討できないのか。効率化を図らないとコスト低減は期待できない。工法そのものの検討も必要である。

△ 広く木材利用を促進するためには、先進的なものだけではなく、普及タイプも必要だと考えている。

● 材工分離発注や多年度にわたる工期設定も公共建築物の場合、考えなければならない。

● 材工分離発注の場合、保管しておける場所を確保できないことが問題になることがある。

△ 何らかの瑕疵があった場合、施工者と材料の供給者の責任があいまいになることがあり、検討を要する。多年度にわたる工期設定は現状でも行っている。

● 日本の森林は約4割しか木材量の在庫管理が行われておらず、まとまった量を建築材料として使おうとしたときに、必要分が確保できるかどうか分からない。

● 事例集において、JAS工場が県内にないため県外のJAS工場で加工し、必要量を確保した事例が掲載されている。こういった手法で必要分を確保する方法もある。

- 川下側で何m³使うか、川上側で何m³出荷できるかを明確にしないと、需給問題は解決しない。
 - どういう形態で木材を使うかも考慮しなければならない。ムク材だけでなく、集成材、合板等様々な使い方が想定できる。
 - 「木造計画・設計基準」ではJAS材を原則としているが、そのためには、JAS工場を増やす必要がある。林野庁においては、JAS工場を今後どうするかという話がされていないのではないか。
 - 木材利用促進法によって、JAS工場が増えればよいと考えている。国産材による合板が増えるなど、合板や集成材は、そういった体制が整い始めている。製材の仕組みが課題である。
 - 流通を考えると、林野庁と国交省だけではなく経済産業省も参加しないと、うまくいかない。
 - JAS材を出荷してほしいと要望した方がよい。そもそも無等級材に基準強度が設定されていることは、利用者の立場を十分考慮していないことになるのではないか。
 - 無等級材などの木材を使用して、良くない木造の公共建築物ができると、木造建築物の信頼を失うことになり危険である。今は、しっかりしたものを作る必要がある。
- △ 県の場合には、地域産材を使うという方針の実現のためには、工期が長くなることやコストが高くなることはある程度許容される。一方、国の場合には、地域産材を使うという方針は理解されにくい傾向にある。
- 木造のコストは、構造をどのようにするかで大きく変わる。
 - 木材を使用しようとする担い手が、木材のことを知らなすぎる。構造用と造作用の違いもわからない者もいるくらいである。もっと建築士の教育が必要ではないか。
 - 建築主事に対してももっと木造建築に対する理解を深める教育が必要ではないか。
- 国では、新しい工法が採用しにくいということはあるのか。
- △ 一般的には、特定の企業しかできない工法の採用は難しい。しかし、建築物の一部に採用するのであれば可能である。
- △ 社会的に価値があればできないものではない。
- 現在、木材利用の過渡期でありコストで勝負するのは難しい。コストが多少掛かっても、公共建築物が民間の手本になるようなものを建てるのは可能か。
- △ 発言の意図は十分分かるが、やろうとしたときに対外的に説明が難しい。
- △ 地方自治体であれば、多少コストがかかっても補助金を利用して見本になるようなものを建てることができる。コスト抑制手法の検討より、どの程度コストが下げられるの

か分からないが、少しでも下げたいと思っている。

3) 今後取り組む木材利用促進関係施策（企画素案）

・事務局より、資料4に基づき説明。

● 木材利用について、登場人物を明確にした方がよい。木造官庁施設の施工者は具体的にはどのような企業を想定しているのか。

△ 一般競争入札なので、全国の企業が対象になる。工事の規模によって、入札できるゼネコンのランクも変わってくる。

● 基本方針で規定している低層の建築物の場合はどうなるのか。

△ 地元のゼネコンが中心になると思う。

△ どのような団体や企業が関与してくるのかを明示して、とりまとめたい。

● 中・高層木造建築については。今後どのように考えているのか。

△ 現状は研究段階にあると思う。

● CLTの技術開発が進んでおり、JASの規格の取得、構造計算の手法が確立すれば、今後普及が期待される。

また、日本では主として製材を構造材料として使っているが、ヨーロッパでは集成材を用いている。わが国では、地域産材の利用も視野に入れる必要がある。

ヨーロッパでは、CLTによる9階建てまで建設事例があるが、実際に多いのは3～5階建て程度である。

● 本日の懇談会で出た意見は、官庁営繕だけでは解決できるものではない。関係者と協力して行っていただきたい。

4) その他

・次回、懇談会の日程確認。

5. 閉 会

以上